# 浜田市(普通地区)景観形成基準 チェックシート

届出者			
行為の場所			
行為の目的			
		□ 新築、増築、改築又は移転	
	建築物	□ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、	シート①
		色彩の変更	
		□ 新築、増築、改築又は移転	
	工作物	□ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、	シート②
たみ の年料		色彩の変更	
行為の種類	開発行為	□ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	シート③
		□ 土地の開墾、鉱物の掘採、土石の採取、その	
		他の土地の形質の変更	
	その他	□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その	シート④
		他物件の堆積	
		□ 水面の埋立て又は干拓	

## 【共通事項】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
		□ 周辺の景観に対し、突出した形態や色彩を避け	□適合
	・周辺の景観との調和に配慮した	るほか、敷地内縁辺部における植栽の配置など	□ 不適合
	景観まちづくりを基本とする。	により、周辺景観との調和に配慮しているか。	
	・複数の建築物、工作物及び屋外	□ 該当なし	
	駐車場等を設ける場合には、施	□ 周辺の家並みや街並みとの連続性や統一感の確	
	設間の調和に配慮すること。	保などの調和や、伝統的な赤瓦景観等の保存・	
	・行為の期間中は、敷地周囲の緑	創造に配慮しているか。	
	化や工事塀等による修景に工夫	□ 該当なし	
共通	するとともに、周囲の道路から	□ 行為地の周囲の緑化,工事塀のペインティング	
事項	の遮へいに努めること。	を工夫することなどができているか。	
		□ 該当なし	
	【 <b>景観への配慮事項</b> 】※景観形成に	<b>向けて具体的に配慮した事項を記載すること。</b>	

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例 <b>②</b> )	適否※
位置	・道路等の公共用地に接する敷地 境界線からは、出来る限り後退 させること。	□ 敷地境界線から建築物までの距離に出来る限り ゆとり(1m程度のセットバックが望ましい)を持たせ、圧迫感を与えないよう配慮している か。 □ 該当なし □ 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置や、建築物の上層階を後退させるなどにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。 □ 該当なし	□ 適 合□ 不適合
	・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。	<ul> <li>□</li></ul>	
	・山稜の近傍にあっては、稜線を 乱さないように尾根から出来る 限り低い位置とすること。	□ 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし □ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等)から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし	
	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。	□ 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置としているか。 □ 該当なし □ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等)から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。 □ 該当なし	
	【 <b>景観への配慮事項</b> 】※景観形成に	<b>向けて具体的に配慮した事項を記載すること。</b>	

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	·····································
		□ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節	□適合
		点や景観形成軸、観光地等)からの眺望を妨げ	□ 不適合
	・主要な眺望地点からの眺望を妨	ないよう配慮した高さとしているか。	
	げないよう配慮すること。	□ 該当なし	
		□ 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しな	
	・山稜の近傍にあっては、稜線を	いよう配慮した高さとしているか。	
	乱さないように出来る限り低い	□ 該当なし	
	高さとすること。	□ 周辺のまちなみに対して、突出した高さとなっ	
		ていないか。	
+0+#		□ 該当なし	
規模	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成に	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
			ı
			ı
		□ 隣接する建築物などと比べて、際立った外観と	□ 適 合
		なっていないか。	□ 不適合
	・周辺の景観との調和に配慮し、	□ 該当なし	1
	圧迫感を与えないよう工夫する	□ 歴史的なまちなみを形成している場所では、和	1
	こと。	風の外観(屋根や外壁)を用いるなど、伝統的	1
		な赤瓦景観等の保存・創造に配慮しているか。	
		 □ 該当なし	
		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
形態		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
			ı
			ı
			1
			1
			1
			1
			1
			1

※「適否」欄は、記入しないこと。

景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否**
・外壁又は屋上に設ける施設は、 露出させないようにし、建築物 本体及び周辺の景観との調和に 配慮した意匠とすること。	□ 外壁部の屋外付帯施設・設備(屋外階段、ベランダ、配管等)は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。	□ 適 合
・屋上に設ける施設は、当該建築	□ 該当なし	
慮すること。 ただし、やむを得ない場合に は、主要な展望地又は道路から	□ 屋上部の屋外付帯施設・設備(給水施設、屋外機等)は、目立たないように形態意匠の工夫を 行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。	
できる限り見えない位置に設置すること。	□ 該当なし	
・建築物に設置する看板及び広告 塔は、必要最小限の大きさ及び 設置箇所数にとどめるととも に、建築物及び周辺の景観との 調和に配慮すること。	□ 看板及び広告塔は、必要最小限の大きさや箇所となるよう配慮しているか。 □ 該当なし □ また、建築物及び周辺の景観との調和に配慮したデザイン、色彩としているか。 □ 該当なし □ 該当なし	
・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着きのある色彩を基調とすること。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとすること。  【景観への配慮事項】※景観形成に「	□ 建築物の外観(屋根や外壁)の色彩は、周辺景観との調和に配慮した落ち着きのあるものを基調としているか。 □ 該当なし □ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しているか。 □ 該当なし □ 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、各立面の面積の 20%以内を目安とし、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。 □ 該当なし つけて具体的に配慮した事項を記載すること。	適合□不適合□□不適合□□
	・外壁とはといいのようにした。 ・財はなび間にはないのではといいのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。 ・屋上に設ける施設は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。 ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。 ・建築物に設置する看板及び広告指は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮しているか。 □ 該当なし □ 看板及び広告塔は、必要最小限の大きさや箇所となるよう配慮しているか。 □ 該当なし □ 素た、建築物及び周辺の景観との調和に配慮したいるか。 □ 該当なし □ 素た、建築物及び周辺の景観との調和に配慮したいるか。 □ 該当なし □ 素に、建築物及び周辺の景観との調和に配慮した。 「景観への配慮事項】※景観形成に向けて具体的に配慮した事項を記載すること。  「景観への配慮事項】※景観形成に向けて具体的に配慮した事項を記載すること。 □ 建築物の外観(屋根や外壁)の色彩は、周辺景観との調和に配慮した落ち着きのあるものを基調とすること。 □ は、日本で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
素材	<ul><li>・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。</li><li>・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。</li></ul>	□ 周辺の建築物に合わせた素材や材料が用いられているか。 □ 該当なし □ 歴史的なまちなみを形成している場所では、屋根材に石州赤瓦を用いるなど、伝統的な赤瓦景観等の保存・創造に配慮しているか。 □ 該当なし □ 長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いているか。 □ 該当なし 向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	□ 高 合 □ 不適合
緑化	・敷地内においては、できるだけ 緑化に努めること。 ・優れた景観を有する施設等の背 景を保全するために必要な地域 にあっては、その保全に配慮し た緑化に努めること。  【景観への配慮事項】※景観形成に	□ 建築物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。 □ 該当なし □ 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周辺景観との調和に配慮しているか。 □ 該当なし  向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	□ 高 合 □ 不適合

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例 <b>②</b> )	
タロ ー			
	・屋外駐車場は、できる限り出入 口を限定するとともに、生け	┃ ┃ □ 駐車場利用者の安全性に配慮しつつ、周辺から	<ul><li>□ 週 合</li><li>□ 不適合</li></ul>
		の眺めに配慮しているか。	口 小週台
	垣、塀、柵等を設け、安全上支		
	障のない範囲で道路から直接見	│ │ □ 該当なし	
	通せないよう配慮すること。		
		□ 極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調 和するよう工夫しているか。	
	・屋外照明は、過剰な光量となら	□ 該当なし	
	ないよう配慮すること。	□ 過剰な光が散乱しないよう周辺環境に配慮して	
		いるか。	
		□ 該当なし	
		□ ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバラ	
	・空気調和設備等の屋外機及びバ	フバに記念することでに、例下多く政権などが	
	ルコニーの物干し金物の位置を	通りから見えないよう工夫しているか。 	
	工夫すること。	□該当なし	
	・アンテナを共同化するよう努め		
	ること。	きりとしているか。 □ 該当なし	
	<b>「見知、の可身本項</b> 】 ツ目知取みに		
そ	<b>「京観への配慮争項」</b> 次京観形成に	向けて具体的に配慮した事項を記載すること。 	
の他			
1世			

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
		□ 敷地境界線から工作物までの距離に出来る限り	□適合
	・周辺との調和を考えた釣合いの	ゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮し	□ 不適合
	よい配置とすること。	ているか。	
		□ 該当なし	
	・道路等の公共用地に接する敷地	□ 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近	
	境界線からは、できるだけ大き	における植栽の設置などにより、圧迫感を与え	
	く後退すること。	ないよう配慮しているか。	
		□ 該当なし	
		□ 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺め	
	・樹姿又は樹勢の優れた樹木があ	に配慮した配置としているか。	
	る場合には、これを修景に生か	□ 該当なし	
	せるように配慮すること。	□ 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で	
		の移植による保護を検討しているか。	
		□ 該当なし	
	<ul><li>・山稜の近傍にあっては、稜線を 乱さないよう、尾根からできる</li></ul>	□ 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しな	
		いよう配慮した配置としているか。	
		□ 該当なし	
/上 <b>型</b>		□ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節	
位置	だけ低い位置とすること。	点や景観形成軸、観光地等)から、美しい山並	
	/こ/ 内V 位 E C / V C C。	みの眺望を妨げないよう配慮した配置としてい	
		るか。	
		□ 該当なし	
	・歴史的建造物等の優れた景観資	□ 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮	
	源に隣接する場合には、その景	した配置、景観資源への影響を抑えた配置とし	
	観保全に配慮した位置とするこ	ているか。	
	と。	□ 該当なし	
	・地域の優れた景観を有する施設	□ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節	
	等の背景を保全するために必要	点や景観形成軸、観光地等)から、歴史的建築	
	な地域にあっては、その保全に	物等の眺望を妨げないよう配慮した配置として	
	配慮した位置とすること。	いるか。	
		□ 該当なし	
	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成に	句けて具体的に配慮した事項を記載すること。	

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
規模	・景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。  【景観への配慮事項】※景観形成に	<ul> <li>□ 主要な眺望点(公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等)からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。</li> <li>□ 周辺のまちなみに対して、突出した高さとなっていないか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 大きさについても周辺の景観との調和に配慮しているか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 対まなし</li> <li>お当なし</li> <li>□ 対きなし</li> <li>お当なし</li> <li>向けて具体的に配慮した事項を記載すること。</li> </ul>	適合□不適合□のでは、のでは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、の
形意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 ・地域の優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。  【景観への配慮事項】※景観形成に		□ 不適合

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目(チェック例☑)	適否※
		□ 工作物の色彩は、明度と彩度を抑え、周辺景観 との調和に配慮した落ち着きのあるものを基調	<ul><li>□ 適 合</li><li>□ 不適合</li></ul>
		としているか。	1 - 21
	・けばけばしい色彩とせず、原色		
	や突出色の使用をしないこと。	□ 出来る限り使用する色を少なくし、最も大切に	
	(All 10 K/11 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	したい色彩以外は、落ち着いた色彩とするな	
	・落ち着いた色彩を基調とし、周		
	辺景観との調和に配慮するこ		
	کی کی در این این کار کی در این کار کی کار کی در این کار	□ 隣接する建築物や周辺景観との調和に配慮し、	
		明度や彩度を抑えた色彩を基調色としている	
	・優れた景観を有する施設等の背	か。	
色彩	景を保全するために必要な地域	□ 該当なし	
	にあっては、その保全に配慮し	□ 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとし	
	た色彩とすること。	て導入する場合は、各立面の面積の 20%以内を	
		目安とし、使用する色彩相互の調和、使用する	
		量のバランスに工夫しているか。	
		□ 該当なし	
	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成に	ー 向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	
	・地域の優れた景観を特徴づける	□ 周辺の建築物に合わせた素材や材料が用いられ	□適合
	素材の活用に配慮すること。	ているか。	□ 不適合
	・材質は、できる限り耐久性に優	□ 該当なし	
	れ、維持管理の容易なものとす	□ 長い期間にわたってその性能や様相を保つこと	
	ること。	ができる素材・材料を用いているか。	
	9 L C °	□ 該当なし	
素材	【 <b>景観への配慮事項</b> 】※景観形成に	<b>句けて具体的に配慮した事項を記載すること。</b>	

※「適否」欄は、記入しないこと。

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
	・敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。	□ 工作物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。 □ 該当なし	□適合□不適合
	・樹姿又は樹勢が優れた既存の樹 木がある場合には、修景に生か	□ 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周 辺景観との調和に配慮しているか。 	
	すよう配慮すること。	口 該当なし	
緑化	<b>【景観への配慮事項】</b> ※景観形成に「	<b>向けて具体的に配慮した事項を記載すること。</b>	

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。

# 【開発行為】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否**
- 東後の形状 - 変更後の形状 - 東	・極端に上げるというできます。 であるというできます。 であるには、知いるには、知いるには、知いるには、知いるには、ないないをである。 である。 では、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないの	<ul><li>□ 周囲の景観との調和に配慮されているか。</li><li>□ 該当なし</li><li>□ 敷地内に積極的に緑化を図っているか。</li><li>□ 該当なし</li></ul>	適合
緑化	・行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。  【景観への配慮事項】※景観形成に「	<ul> <li>□ 樹木の保全に配慮した開発としているか。</li> <li>□ 現存する優れた樹木の保全・活用に配慮した開発としているか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 大きな法面や擁壁などは分割を行い、圧迫感や威圧感を軽減するよう努めているか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>向けて具体的に配慮した事項を記載すること。</li> </ul>	□ 適 合□ 不適合

※「適否」欄は、記入しないこと。

## 【その他(土地の開墾、鉱物の掘採、土石の採取、その他の土地の形質の変更)】

項目	景観形成基準	チェック項目(チェック例☑)	適否※
採取又は掘採の方法		□ 主要な眺望点からの位置を確認し、景観への配慮を行っているか。 □ 該当なし 向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	適合□不適合□
遮へい	・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。 【景観への配慮事項】※景観形成に「	□ 周囲の景観との調和に配慮されているか。 □ 該当なし □ 敷地内に積極的に緑化を図っているか。 □ 該当なし □ できる限り、長大な法面、擁壁などを生じさせないよう工夫を行っているか。 □ 該当なし 向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	□ 適 合□ 不適合
事後措置	・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。 【景観への配慮事項】※景観形成に「	<ul> <li>□ 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮されているか。</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 該当なし</li> <li>□ 討当なし</li> <li>□ 前けて具体的に配慮した事項を記載すること。</li> </ul>	適合□不適合□

※「適否」欄は、記入しないこと。

# 【その他(屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積)】

項目	景観形成基準	チェック項目 (チェック例☑)	適否※
	・道路等の公共用地に接する敷地	□ 敷地境界線からできる限り距離をとるよう配慮	□適合
	境界線からはできる限り遠隔地	しているか。	□ 不適合
	から堆積を始めること。	□ 該当なし	
	・積み上げに際しては、できるだ	□ 積み上げは、できる限り整然としているか。	
	け整然とした堆積とすること。	□ 該当なし	
		□ 主要な眺望地からの見え方を確認し、行為地の	
	・優れた景観を有する施設等の背	場所を工夫しているか。	
.,,	景を保全するために必要な地域		
堆 積	にあっては、その保全に配慮し	□ やむを得ず見える場合は、範囲を狭めたり植栽 を施す等の配慮を行っているか。	
堆積の方法	た堆積とすること。 	□ 該当なし	
法	<b>「暑組への配慮事項】</b> ※暑組形成に	向けて具体的に配慮した事項を記載すること。	
	<b>【泉既》》如此思于识</b> 】 △泉既形成に	川川で共作川に印感した事項を心戦すること。	
	・敷地外からの出入口は、できる		
	限り限定すること。	□ 出入口は、できる限り限定するよう工夫されて	□ 不適合
	・敷地周囲の緑化に努める等周囲	いるか。	
	の道路等からの遮へいに配慮す		
	ること。	□ 該当なし 	
	・優れた景観を有する施設等の背	□ 緑化や仮囲いなどにより周囲からの遮蔽に配慮	
	景を保全するために必要な地域	しているか。	
	にあっては、その保全に配慮し		
遮	た遮へい措置を講ずること。	□ 該当なし	
^		┗	
い	ENCOR OF HUMAN PROPERTY AND		

※「適否」欄は、記入しないこと。

# 【その他(水面の埋立て又は干拓)】

項目 景観形成基準 チェック項目 (チェック例☑)	適否※
・うるおいある自然景観をもたら □ 良好な自然の水面は、できる限り保全する配慮 □	] 適 合 ] 不適合

<sup>※「</sup>適否」欄は、記入しないこと。

<sup>※</sup>チェック項目が対象とならない場合は、「該当なし」欄にチェックする。